

加東市立木から市民等の生命及び住宅等の財産を守る条例施行規則をここに公布する。

令和4年6月28日

加東市長 岩 根 正

加東市規則第19号

加東市立木から市民等の生命及び住宅等の財産を守る条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、加東市立木から市民等の生命及び住宅等の財産を守る条例（令和4年加東市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査員証)

第2条 条例第8条第3項の証明書は、立入調査員証（様式第1号）とする。

(助言又は指導)

第3条 条例第9条第1項の規定による助言又は指導は、助言（指導）書（様式第2号）により行うものとする。

(その他)

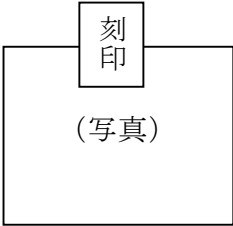

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（表面）

		第 号
立入調査員証		 <p>刻印 (写真)</p>
所 属		
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
<p>上記の者は、加東市立木から市民等の生命及び住宅等の財産を守る条例（令和4年加東市条例第21号）第8条第1項の規定により立入調査を行う者であることを証明する。</p>		
年 月 日 発行（ 年 月 日まで有効）		
加東市長		

（裏面）

加東市立木から市民等の生命及び住宅等の財産を守る条例（抄）  
（立入調査等）

第8条 市長は、前条に規定する現地確認のみでは危険木に該当するか否か判断をすることが難しい場合は、その判断をすることに必要な限度において、市の職員又はその委任した者に、必要と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

2 前項に規定する立入調査を行うときは、その場所の所有者等の同意を得ることとする。ただし、当該所有者等が不明等、速やかに同意を得ることが困難な場合は、その限りではない。

3 第1項の規定により、必要と認められる場所に立ち入って調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

注意  
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様

加東市長



助言（指導）書

あなたが所有し、又は管理する下記の立木は、加東市立木から市民等の生命及び住宅等の財産を守る条例（令和 4 年加東市条例第 2 1 号。以下「条例」という。）第 2 条第 5 号に規定する「危険木」と認められます。

については、速やかに下記のとおり必要な措置をとるよう、条例第 9 条第 1 項の規定により助言（指導）します。

記

1 危険木の所在等

所在地 兵庫県加東市

樹 種

樹 高

住宅等までの距離

所有（管理）者の住所及び氏名

2 危険木の状態

3 助言（指導）の内容

4 助言（指導）に至った事由